

平成 18 年 9 月 1 日

各 位



株式会社エリアクエスト
(コード番号：8912 東証マザーズ)

東京都新宿区西新宿 2 - 1 - 1
新宿三井ビル 24F

代表取締役社長 清原 雅人
お問い合わせ先

常務取締役管理部長 伊藤 真奈美
TEL：03 - 5908 - 3303

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 9 月 1 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」について、下記のとおり平成 18 年 9 月 26 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の目的及び理由

(1) 周知性の向上及び公告手続きの合理化を図るため、公告方法を電子公告に変更し、併せて不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法を定めるものです。(変更案第 5 条)

(2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)の施行に伴い、以下のとおり変更するものです。

株主に効率的かつ充実した情報提供を可能にするために、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供規定を新設するものです。(変更案第 17 条)

議決権の代理行使において、株主総会の円滑な議事運営のため議決権を行使できる代理人の人数を定めるものです。(変更案第 15 条第 1 項)

会社法第 370 条の規定に基づき、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、取締役会の書面決議を可能とする規定を新設するものです。(変更案第 24 条第 2 項)

社外監査役にふさわしい人材の確保を容易にするべく、社外監査役との間で責任限定契約を締結できるよう規定を新設するものです。(変更案第 38 条第 2 項)

その他、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正および移設など、全般にわたり所要の変更を行うものです。

(3) その他、上記の新設に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分が変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株 式 (発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、864,800株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の定めにより、取締役会の決議をもって、自己株式を買受けることができる。</p> <p>(名義書換代理人) 第7条 当社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置く。 2 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手續、端株の買取り、届出の受理その他株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第8条 当社の株券の種類及び株式の名義書換、端株原簿の記載、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手續、端株の買取り、届出の受理その他株式及び端株に関する取扱い並びに手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役会のほか、次の機関を置く 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</p> <p>第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、864,800株とする。</p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。</p> <p>(株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下に同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</p> <p>2 本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議により予め公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第3章 株主総会 (株主総会の招集)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、毎年9月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(新設)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第11条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し議長となる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第14条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(新設)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第15条 当社の取締役は、10名以内とする。</p>	<p>(削除)</p> <p>第3章 株主総会 (株主総会の招集)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)</p> <p>第16条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第18条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</p> <p>2 取締役会の決議により取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第20条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第22条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第23条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬)</p> <p>第24条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 当社は取締役会の決議をもって、法令の定める限度において、取締役の責任を免除することができる。</p> <p>2 当社は社外取締役との間で、法令の定める限度まで、社外取締役の責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第26条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第27条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第29条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第30条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第32条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名をする。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第33条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬)</p> <p>第34条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 当社は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度において、監査役の責任を免除することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第35条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名をする。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第37条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算期)</p> <p>第36条 当社の営業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とし、<u>営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第37条 当社の利益配当金は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、<u>中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第39条 <u>利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受理されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>	<p>2 <u>当社は社外監査役との間で、法令の定める限度まで、社外監査役の責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(選任方法)</p> <p>第39条 <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第40条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p> <p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第41条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の期末配当の基準日)</p> <p>第42条 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第43条 当社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として<u>中間配当をすることができる。</u></p> <p>(配当の除斥期間)</p> <p>第44条 <u>配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受理されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>

以 上